

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

岡山県、広島県及び山口県のうち下記の地域の納税者の方の、平成30年7月5日から平成30年11月26日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成30年11月27日（火） となります。

(注) 相続税については、一定の要件のもと、上記にかかわらず、申告・納付等の期限が平成31年4月30日（火）となる場合があります。

県名	地 域
岡山県	岡山市(北区・東区)、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町)
山口県	岩国市周東町

なお、倉敷市真備町の納税者の方の、平成30年7月5日以後に期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限については引き続き延長されており、今後、別途期限が指定されます。

平成30年分の予定納税（第一期分）の振替納付日は、平成30年11月27日（火）となります。その他の振替納付日については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

上記期限までに、平成30年7月豪雨による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、申告は可能であっても、平成30年7月豪雨による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。